

長野県高齢者虐待対応現任者標準研修

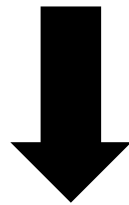
高齢者虐待防止法を理解

講義のねらい

- ①高齢者虐待防止法の対象者や虐待の定義を理解する。
- ②高齢者虐待防止法が規定している市町村、都道府県、国の役割について理解する。
- ③高齢者虐待防止法における市町村の責務(権限)を理解する。
- ④高齢者虐待対応における個人情報取り扱いについて理解する。

1 高齢者虐待防止法の目的(法1条)

- ① 高齢者の「**尊厳の保持**」が基本理念
- ② 「**尊厳の保持**」を妨げる**高齢者虐待の防止**が極めて重要
- ③ 国、地方公共団体の責務、必要な措置を定める



高齢者の権利利益の擁護

2 高齢者虐待の定義(法2条)

(厚労省マニュアルP2)

「高齢者」を「養護者」又は「養介護施設従事者」が「虐待」

(1) 「高齢者」とは

- ・65歳以上の者(法第2条第1項)
- ・養介護施設・事業所を利用する65歳未満の障害者(法第2条第6項)

※65歳未満の者に対する虐待(厚労省マニュアルP4)

(2) 「養護者」とは

高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者(法第2条第2項)

① 「現に養護する者」

法の趣旨に基づき、広く解釈する

→何らかの世話をしていれば、親族であることや同居している必要はない

② 現に養護していない者による虐待の場合

養護者が、同居人による高齢者への身体的・心理的・性的虐待を放置した場合、「養護を著しく怠ること」にあたる

※養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待について

**(3) 「養介護施設従事者」とは
老人福祉法および介護保険法に規定される
「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に
従事する者(第2条第5項)。**

① 「養介護施設」は限定列挙

※サービス付高齢者向け住宅は？

※未届けの有料老人ホームは？

**②「業務に従事するする者」は直接介護を提供し
ない者を含む→施設長など**

(4)「高齢者虐待」とは(法第2条4項、5項)

(厚労省マニュアルP2)

①身体的虐待

- ・物理的な危害を加えない行為
- ・外部との接触を遮断する行為
- ・身体拘束

②介護・世話の放棄・放任

- ・同居人等による暴力等の放置

③心理的虐待

④性的虐待

⑤経済的虐待

- ・必要な金銭を使わせない
- ・入院や受診, 介護保険サービスに必要な費用を支払わない

高齢者が、他者からの不適切な扱いにより権利を侵害されていないかという観点から広く捉える

【養介護施設従事者等による虐待】

- ①身体的虐待
 - ・身体拘束
- ②介護・世話の放棄・放任
 - ・従事者の注意義務
- ③心理的虐待

身体拘束について

(厚労省マニュアルP96)

- ・「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束は原則虐待に該当する(身体的虐待)。
- ・「緊急やむを得ない場合」の3要件
 - ①切迫性:利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ②非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ③一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

緊急やむを得ない場合の手続上の手順

- ①「緊急やむを得ない場合」の判断は、関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とする。
- ②身体拘束の内容、目的、理由、時間、時間帯、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求める。

※本人や家族の同意があれば例外となるわけではないことに十分留意

- ③要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
- ④身体拘束の態様・時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

セルフネグレクト(自己放任)への対応

(厚労省マニュアルP4)

- セルフネグレクトは、虐待の5類型には該当しない。
(高齢者虐待防止法の対象外)
- 自己決定権尊重と介入の必要性を考慮
 - ①判断能力が低下している場合
 - ②本人の健康状態に影響が出ている場合
 - ③近隣との深刻なトラブルになっている場合
- 介入拒否の要因, 継続的な関わり

3 高齢者虐待対応への体制の整備

(厚労省マニュアルP10)

(1) 市町村の責務と役割

- ・高齢者虐待防止法は、市町村が第一義的に責任を持つことを規定している
- ・市町村が適切な権限行使をせず高齢者虐待の対応を放置した結果、高齢者の生命や身体、財産に損害が生じた場合、市町村は国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償の責任を負う可能性がある。

市町村が整備すべき体制

- ①相談・対応窓口の設置、周知及び時間外対応
- ②市町村による判断とそのための協議の場の設定
- ③連携協力体制の整備
 - ・庁内関係部署との連携
 - ・地域包括支援センターとの連携
 - ・関係機関とのネットワークの構築
- ④要綱やマニュアルの整備
- ⑤専門的人材の確保・育成

地域包括支援センターと虐待対応 委託可能な事務の内容

高齢者虐待防止法(法第17条)

- ・相談、指導及び助言(第6条)
- ・通報又は届出の受理(第7条、第9条第1項)
- ・高齢者の安全確認、通報又は届出に係る事実確認のための措置(第9条第1項)
- ・養護者の負担軽減のための措置(第14条第1項)

＜委託できない事務＞

措置, 成年後見の申立て, 居室の確保, 立入り, 面会制限など

○委託型地域包括支援センター

市町村と委託する事務内容の範囲を明確にする

○直営型地域包括支援センター

庁内関係部署との役割分担をあらかじめ確認しておく

○市町村＝権限行使を担当する部署
⇒ 市町村の組織体制により異なる

4 虐待対応と個人情報の取り扱い

(厚労省マニュアルP41)

(1) 関係機関からの情報収集

○庁内他部局, 医療機関, 介護サービス事業者などから収集する情報はプライバシーに関わるものが多い
→個人情報保護に十分な配慮が必要

○個人情報保護法における義務

①本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならない(第16条、利用目的による制限)

②本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならない(第23条、第三者提供の制限)

○個人情報保護法の例外規定

高齢者虐待事例の対応においては、当該高齢者や養介護者等に関する情報は第三者提供の制限の例外として扱われる場合がある。

【第16条3項および第23条1項】

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 略

四 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- ・虐待に関する事実確認

⇒法第9条第1項に基づくもので例外規定の第1号の「法令に基づく場合」に該当する。

- ・事実確認の目的

⇒高齢者の生命・身体・財産を危険から救済することにあるから、第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合」に該当する。

- ・市町村・地域包括支援センターが高齢者虐待防止法の定める事務を遂行することに対して協力する必要があることから規定第4号に該当する。

介護事業者などが、高齢者虐待対応において、高齢者本人の同意なく目的外に個人情報を取り扱うことや、第三者（市町村など）に情報提供をすることは認められる。

運用上の工夫

1) 庁内関係部署からの情報収集

- ・あらかじめ関係部署と連携協議し、円滑に取得できるようにしておく
- ・個人情報保護条例

2) 関係機関からの情報収集

- ・医療機関や介護サービス事業者などと、連携ネットワークを通じて、個人情報の提供について理解を求める。必要に応じて協定を締結するなど

(2) 通報者の保護

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応においては、通報者の保護が特に重要となる。

○通報は、虚偽及び過失の場合を除き、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務違反にはあたらないこと(第21条第6項)

○通報等をしたことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けないこと(第21条第7項)。

- 市町村や都道府県は、通報等が寄せられた養介護施設・事業所に対して通報者保護に関する規定を周知させ、通報者の保護を図らなければならない。

通報者の保護と「過失」による通報について

- 「過失によるもの」を厳しくすると萎縮的になり、だれも通報しなくなる。
- 「過失によるもの」とは、「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」
- したがって、一応の合理性があればいいのであって、虐待を現認することまでは必要はなく、高齢者の状態や様子、虐待したと考えられる養護者等の行動、様子などから、虐待があったと合理的に考えられることを指す。

5 市町村権限の行使

(厚労省マニュアルP52)

養護者による虐待

立入調査(法11条)

ポイント

- ◆立入調査は「養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれ」が認められる場合に、市町村が強制力をもって行使する権限のひとつである。
- ◆立入調査は、必要性や方法等を組織的に判断することが求められる。

(1) 立入調査の要否の判断

- 立入調査は、強制力の行使にあたることから、その要否については、市町村担当部署の管理職が出席する会議で判断する
- 立入調査の要件を満たすためには、様々な工夫を重ねてもなお、高齢者の生命や身体を確認することができなかった、ということが根拠として確認できることが必要

【参考】立入調査が必要と判断される状況の例

- 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、高齢者に接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき
- 高齢者が居室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断されるとき
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断されるとき
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど、非協力的な態度に終始しているとき など

(2) 立入調査で許される行為

- 物理的な有形力の行使をしてでも立ち入るということが認められるわけではなく、高齢者や養護者の同意なく住居内に立ち入りをしてしても住居侵入罪等の罪を問われないということ
- 養護者等が正当な理由なく住居への立ち入りを拒否した場合には、拒否をする養護者等に罰金が科せられること(第30条)を背景に、立入調査を強く求めること。
(間接強制)

【できない行為】

- 鍵屋を呼んで鍵を開ける。
- ドアを壊して立ち入ったり、窓ガラスを破って居室の中に入る

やむを得ない事由による措置（法9条）

ポイント

- ◆市町村は、虐待の防止及び当該高齢者の保護を図る必要があると判断した場合、適切にやむを得ない事由による措置を実施する必要がある。
- ◆やむを得ない事由による措置を適切に実施するには措置の手続きを担当する部署との連携はもちろんのこと、日頃から、施設や介護保険サービス提供事業者との協力関係を築いておくことが重要である。

【参考】積極的な措置権限の行使が求められる状況

- ① 「生命または身体に重大な危険の生じるおそれがある」場合、高齢者の判断能力の有無にかかわらず、「やむを得ない事由による措置」をとることも可能
- ② 高齢者の判断能力が低下し、必要なサービスが利用ができない場合
- ③ 経済的な虐待があり、生活に必要な金銭が高齢者のために使われていない場合
- ④ 高齢者が自ら助けを求められない場合（または求めようとしていない場合）
- ⑤ 面会制限の適用が必要な場合
※ 面会制限を適用する場合は、必ず老人福祉法第11条第1項を実施すること。

居室の確保(法10条)

ポイント

- ◆市町村は、やむを得ない事由による措置を適用し、高齢者を分離保護する必要があると判断した場合を想定し、居室を確保する必要がある。
- ◆自治体内に適切な施設がない場合や、養護者が高齢者を連れ戻しに来ることが予測される場合に備えて、都道府県や市町村間で連携して、広域で居室を確保することが求められる。

面会制限（法13条）

ポイント

- ◆面会制限の必要性が予測される事例については、契約による入所ではなく、やむを得ない事由による措置を適用させる必要がある。
- ◆高齢者虐待防止法第13条は、施設の管理権で面会制限を行うことを可能としているが、その場合でも市町村と連携しながら、面会制限の継続や解除などを判断する必要がある。

成年後見制度（法9条2項）

ポイント

- ◆養護者による高齢者虐待の場合には、他の親族等の協力を得ることも難しいことが多く、市町村長申立てによる成年後見制度の活用を原則とする。
- ◆成年後見人等の選任によって虐待対応が終了するわけではない。選任された成年後見人等と連携を図りながら、高齢者の生活安定に向けた支援を行うことが必要である。

成年後見制度活用判断

【参考】成年後見制度を活用することが想定される状況

- ① 経済的虐待等の場面で、高齢者の生活（医療・介護）のための年金等、収入・資産を確保する必要がある場合
- ② 介護・世話の放棄・放任や介入拒否の場面で、介護保険サービスの利用など生活上必要な契約等の判断に関して、高齢者に代わって高齢者の利益のために判断をすることで、養護者の意思を遮断することができる場合
- ③ やむを得ない事由による措置から契約に切り替える場合
- ④ 経済的虐待によって奪われた財産の回復を図る場合

6 養介護施設従事者等による虐待

(1) 老人福祉法、介護保険法による権限行使

- ・権限の適切な行使(法24条)
- ・通報等を受け付けた市町村・都道府県が行使する老人福祉法又は介護保険法の規定による権限には、
 - 「文書の提出等」
 - 「報告徴収・立入検査」
 - 「勧告・公表・改善命令」
 - 「指定取消・指定の効力停止」等がある。

(2) やむを得ない事由による措置

- 施設・事業所の変更が必要となる場合は、高齢者本人・家族に任せきりにするのではなく、高齢者本人の安全について高齢者本人・家族とともに検討する。

【やむを得ない事由による措置の行使が必要になる例】

- 高齢者本人に身寄りもなく判断能力が低下している場合
- 施設の変更が必要にもかかわらず、本人が明確な意思表示をしない場合
- 家族が虐待の認識をもたずに、従前の施設利用継続を求める場合など。

- ただし、高齢者本人に判断能力があって、明確に他施設への入所等を拒否している場合は、やむを得ない事由による措置を適用しての保護はできない

⇒ 接触を続けて本人の理解を求める

- 「養介護施設」に該当しない施設（有料老人ホームに該当しない入所施設等）で発生した虐待の場合は、養護者による高齢者虐待対応として、やむを得ない事由による措置を行う。

(3) 成年後見の市町村長申立て

養介護施設従事者等の虐待対応においても、成年後見制度の活用は重要な対応ツールの1つである。

高齢者の安全・安心な生活を確保するため、経済的な損害の調査を行い、または今後の被害を防ぎ、あるいは回復するため、必要がある場合は、速やかに市町村長申立てや審判前の保全処分の申立てを行う。

【具体的な例】

- ①寄付の強要等、施設等による経済的虐待を止めるため
(被害回復の賠償や刑事告訴の検討を含む)
- ②経済的虐待の事実確認のため、金融機関等への事実確認などの調査を実効的に行うため
- ③今後の虐待を防止するために介護サービスのチェックを行ったり、必要なサービスの変更を行うため(やむを得ない事由による措置を採った事後対応を含む)

訴訟リスクに備えるために

- ① 作為、不作為のいずれにも訴訟リスクはある
- ② 事実の認定、そこから合理的に判断する
- ③ ②の過程を記録に残すことの重要性